

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認 可 等 の 内 容		妊婦給付認定の申請に対する処分
根 拠 法 令 及 び 条 項		子ども・子育て支援法第10条の9第2項 (市町村の認定等) 第10条の9 妊婦のための支援給付を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。 2 前項の認定(以下「妊婦給付認定」という。)は、当該妊婦給付認定を受けようとする者の住所地の市町村が行うものとする。
所 管 部 課 係 名		いきいき健康部保健センター保健指導第1係
審 査 基 準	関 係 条 項	子ども・子育て支援法第10条の8 (支給要件) 第10条の8 妊婦のための支援給付は、妊婦であって、日本国内に住所を有するものに対して行う。
	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定(妊婦給付認定の要件は、法令で定められているため)
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	令和7年4月1日設定(令和 年 月 日最終変更)
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	30日
標準処理期間	設 定 等 年 月 日	令和7年4月1日設定(令和 年 月 日最終変更)